

## (3) 権利擁護の取組（成年後見制度利用促進計画）

## ① 国の動きと背景

現代社会においては、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、その課題を解決することが共生社会の実現に資することと考えられます。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されているとはいきれない状況です。

このような背景から、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を平成28年（2016年）4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。利用促進法では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項が定められました。また、成年後見制度の利用の促進には市町村の取組が不可欠であることから、市町村の講ずる措置等として、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることが規定されました（利用促進法第23条）。

また、ガイドラインでは、判断能力に不安がある人への金銭管理などの観点も踏まえた権利擁護の在り方を市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として位置づけているとともに、厚生労働省の「成年後見制度利用促進に向けた手引き」においても、成年後見制度の利用促進に関する市町村計画に盛り込むことが望ましいとされました。内容は次のとおりです。

## 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

## ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## ▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針

## ▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

## ▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針

\* 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や地域福祉計画などの既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする

## ▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

出典：厚生労働省「社会福祉推進事業 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」  
成年後見制度利用促進支援機能検討委員会

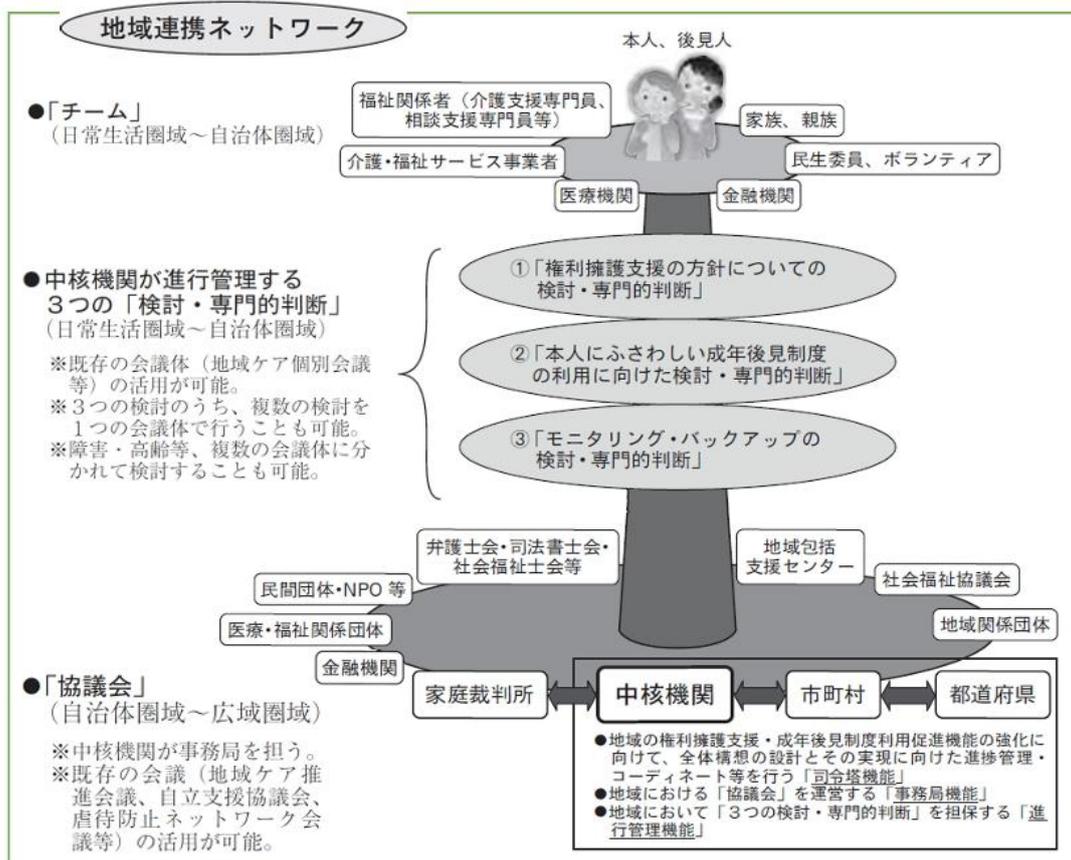
②位置づけ

このような国の動きを受け、本市では、地域福祉計画に「成年後見制度利用促進に関する取組等」を包含することで、本計画を利用促進法第23条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進計画）として位置づけ、権利擁護の推進を図ります。

③本市の状況と方針

本市では、平成26年（2014年）から「成年後見センター」を設置し、高齢者、障害者の権利擁護に関する相談、普及啓発の取組や、低所得者の成年後見人に対する報酬助成について実施してきました。また、平成30年度（2018年度）から市民後見人養成講座を新たに実施し、後見の受任に向けて取り組んでいます。

今後は、後見人に関するあらゆる相談や広報、制度利用などについてさらに推進していくため、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理やコーディネートなどを行う「中核機関」を設置し、権利擁護の推進を図ります。



出典：平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」

① 虐待防止の取組

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-2-1-1	児童虐待の未然防止 〔①コ〕	児童虐待防止推進月間での啓発活動の実施や、相談窓口の充実により虐待の早期発見や抑止を図ります。また、児童虐待防止ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」の各種会議の開催により関係機関の連携を強化します。	こども相談課
4-2-1-2	高齢者・障害者虐待の未然防止 〔①コ〕	高齢者・障害者の虐待防止に向け、生活の小さな変化に気づき速やかに関わっていくため、小さなことであっても地域包括支援センターや障害者虐待防止センターにすぐに相談できる体制を整えます。また、解決に向けた支援や見守りが効果的に行えるようケース検討会議の充実を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課
4-2-1-3	虐待防止の周知・啓発 〔①コ〕	児童・高齢者・障害者の虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間などを利用して、啓発活動を実施します。	高齢者いきいき課 障害福祉課 こども相談課

② 成年後見制度の利用促進

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-2-2-1	中核機関の設置 〔①ケ〕	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域の連携をコーディネートする中核機関の設置を目指します。 (中核機関の持つ機能) ○広報機能…成年後見制度利用に関する広報・啓発及び普及啓発を目的とした、市民向け講演会や介護職員向け研修会を実施する。 ○相談機能…権利擁護に関する制度やその他の事項についての相談体制を強化するとともに、専門性の高い相談等、相談者のニーズを見極め必要な支援につなげる。 ○利用促進機能…相談者と必要な制度をつなぎ、制度利用の支援を行う。担い手の育成活動の促進と受任者調整を行う。 ○後見人支援機能…市民後見人等の活動支援を実施する。	高齢者いきいき課 障害福祉課
4-2-2-2	成年後見センターの利用促進と機能充実 〔①ケ〕	認知症高齢者等が増加するとともに、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行が進むことが予想されるので、本人、家族や住民・団体が適切に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。	高齢者いきいき課 障害福祉課

4-2-2-3	成年後見制度利用相談の充実 〔①ケ〕	制度利用の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めることにより、必要な支援につなげます。	高齢者いきいき課 障害福祉課
---------	-----------------------	--	-------------------

4-2-2-4	成年後見制度利用助成金の交付 〔①ケ〕	経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のための費用を助成します。	高齢者いきいき課 障害福祉課
4-2-2-5	成年後見制度の周知・啓発 〔①ケ〕	市民向けの講演会や介護職員等向けの研修などを行うことで、制度の周知・啓発を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課
4-2-2-6	市民後見人の養成・活用 〔①ケ〕	地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」担い手である市民後見人の養成を行います。養成講座終了後は、後見活動サポーターとして活動することで実践経験を積み、将来的には市民後見人の単独受任を目指します。	高齢者いきいき課 障害福祉課

## 具体的な取組

## (3) 高齢者や障害者などの自立を支えるまちづくり

### ① 住みやすい環境の整備

番号	取組内容 〔ガイドライン該当番号〕	取組内容の詳細	担当課
4-3-1-1	高齢者福祉施設の整備 〔①イ〕	介護保険事業計画に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めていきます。	高齢者いきいき課
4-3-1-2	障害者福祉施設の整備 〔①イ〕	地域生活における居住の場であるグループホーム設置にあたり、経費の一部を助成します。	障害福祉課
4-3-1-3	保育園の整備 〔①イ〕	安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮しながら、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に実施します。	保育課
4-3-1-4	放課後かまくらっ子（放課後子ども総合プラン）の推進 〔①イ〕	学童保育とアフタースクールを一体的に実施する「放課後かまくらっ子」を推進する中で、障害の有無に関わらず参加できる、放課後等の児童の居場所を提供します。	青少年課
4-3-1-5	施設改修時におけるバリアフリー化の推進 〔①イ〕	学校施設等の改修工事を改修計画に沿って計画的に実施します。	学校施設課
4-3-1-6	重度障害者住宅設備改造工事費の助成 〔①イ〕	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。	障害福祉課